

役員選出規程

この規程は、一般社団法人日本看護系学会協議会定款第18条に基づき、理事・監事の選出に必要な事項を定める。

(選挙人)

第1条 選挙人は、役員選挙の告示までに会費を納入した学会とする。

(被選挙人)

第2条 被選挙人は、役員選挙の告示までに会費を納入した学会から推薦された者とする。

2. 前項に該当する学会は理事1名、監事1名の被選挙人を推薦する。ただし、理事又は監事の被選挙人は1学会のみから推薦されるものとする。

3. 理事の被選挙人は当該年度まで2期続けて理事を務めた者以外とする。

4. 監事の被選挙人は当該年度まで2期続けて監事を務めた者以外とする。

(理事の選出)

第3条 理事の選出は選挙人1名につき、被選挙人の中から3名を連記する無記名投票により行う。

(監事の選出)

第4条 監事の選出は選挙人1名につき、被選挙人の中から1名を表記する無記名投票により行う。

(選挙人及び被選挙人名簿)

第5条 選挙人及び被選挙人名簿は、選挙管理委員会で作成し、理事会の承認を得て、社員に配布する。

(選挙管理委員会)

第6条 理事会は、選挙管理委員会設置のために、社員の中から3学会を推薦し、社員総会の承認を得る。会長は各学会から推薦された1名、計3名に選挙管理委員を委嘱する。

2. 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。

3. 選挙管理委員の任期は、社員総会における役員を選出日までとする。

4. 選挙管理委員を擁する学会は、選挙権及び被選挙人の推薦権を有する。当該学会は、選挙管理委員を被選挙人として推薦することはできない。

(告示)

第7条 選挙管理委員会は、理事会で決定された選出すべき役員及び次点者の数を確認し、選挙日程を定め、社員へ告示する。

(開票)

第8条 開票は、告示した選挙締切日までの消印で、選挙管理委員会に到着したものについて行う。開票は選挙管理委員会が行う。

(無効票)

第9条 次の投票は無効とする。

- 1) 正規の投票用紙及び封筒を用いていないもの。
- 2) 外封筒に、記名のないもの。
- 3) 被選挙権を有しないものを記名したもの。
- 4) その他役員選出規程に反するもの。

(役員候補者の決定)

第10条 選挙において有効投票数を多数得た者から順に理事については9名を、監事については2名を役員候補者とする。同数の有効投票を得た者については、抽選により順位を決定する。

2. 選挙管理委員会は、役員候補者に結果を通知する。役員候補者が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げる。
3. 選挙管理委員会は、役員候補者及び次点者の名簿を作成し、理事会に提出する。
4. 選挙管理委員会は、選挙結果を厳封して会長に提出し、会長はこれを任期終了まで保管する。

(役員選任案の作成と社員総会への提案)

第11条 理事会は、第10条の規程による役員候補者名簿から役員選任案を作成し、社員総会に提出する。

第12条 会長は、本法人運営の円滑化を目的として、第10条の規程により選出された役員候補者とは別に、4名以内で理事候補者を指名することができる。

2 前項の指名理事候補者は、本法人の社員の会員であって、日本学術会議会員又は本法人の役割遂行上必要である者の中から指名されるものとする。

第13条 理事会は、第12条の規程により選出された指名理事候補者を、社員総会に提案する。

(本規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は理事会の議を経て会長が行う。

付記

本規程は平成27年4月1日の理事会において制定された。

付則1. この規程は平成27年4月1日より施行する。

付則2. 平成27年の役員選挙については、第1条及び第2条第1項の「会費を納入した学会」とは、任意団体日本看護系学会協議会の平成26年度の会費を納入した学会とする。